

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月1日（火）午後1時30分から午後2時58分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 45（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子		
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄	20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示

4. 欠席委員（1名）

農業委員

最適化推進委員 10番 河野 秀雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

2番 大島 博雅 3番 大塚 武司

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号 農地法第6条の2第1項の規定による報告について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第5号 諸証明について
報告第6号 農地転用確認交付申請書について
報告第7号 農地法第4・5条許可について
(令和7年6月16日～令和7年7月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の
変更(案)の意見聴取について
議案第6号 令和5年(行ウ)第5号農地賃貸借解約申入不許可処分取消等請求事件
の判決に対する控訴について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	二宮貴紀	農業振興係長	宇都宮 弘
------	------	--------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいた

します。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 24 名、農地利用最適化推進委員 21 名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和 7 年 8 月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、河野秀雄委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に大島委員、大塚委員を指名いたします。

まず、報告第 1 号から第 7 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、報告の前に議案の訂正をお願いします。

議案書 21 ページから 22 ページですが、これは誤って 7 月総会の所有権移転の議案を添付してしまったもので、今月の議案ではございませんので無視してください。大変失礼いたしました。

訂正は以上でございます。

(報告第 1 号から第 7 号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は23件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書4ページから6ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《和田委員》

52番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、労力不足で耕作してくれる人を探しておりました。◇◇◇◇さんが耕作するという話がまとまり、所有権移転にすることになりました。◇◇◇◇さんは高齢ではありますが、◇◇◇◇さんが手伝うということで、問題ないと思います。

《末光委員》

53番について説明いたします。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇さん宅へ来て、土地を買ってくれんかという形で話を聞いたらしいです。それで一応、◇◇◇◇さんの畑を◇◇◇◇さんが購入して経営規模拡大をするということで、その、ちょうど◇◇◇◇さんの畑が◇◇◇◇さんの畑と隣接しておりますので、規模拡大ということで、購入するということがまとまっております。以上です。

《井上和久委員》

54番から56番まで、ご説明申し上げます。54、55ちょっと関連性がございまして一括説明いたします。◇◇◇◇さんが、高齢のため、◇◇◇◇さん、そして◇◇◇◇さん、生前贈与という形で、農地を贈与するということがございます。お二人とも農業ということにはなっており、受け手の方はなっておりますが、自家消費がほとんどであるというお話でございました。受け手の方も、問題はございません。

それから56番なんですが、受人の◇◇◇◇さん、住所が宇和津町となっております、奥さんの実家に今住まわれております。7月豪雨で、屋敷失いまして、奥さんの実家におるということでございます。で、譲渡人の◇◇◇◇さんですが、旦那さんが急に亡くなられて、◇◇◇◇さんもちょっと体調が悪いということで、子供さんが、農地を全て処分したいという申し出がございまして、◇◇◇◇さんが引き受けた、という所有権移転でございます。◇◇◇◇さんは、大きなトラックを持っておられて、私もお会いしましたが名刺も作られて、若手の農家で一生懸命やられて

おりますんで、耕作能力は、何ら問題ないと思います。以上です。

《氏原委員》

57番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親戚関係で、◇◇◇◇さんは、熱心な稲作の方で耕作されておられます。経営を拡大したいということで、◇◇◇◇さんの農地を所有権移転して耕作するようになりました。何ら問題ありません。

《石城戸委員》

58番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんが自家消費用の土地を探していたところ、◇◇◇◇さんと合意したという案件です。問題ないと思います。

《谷本委員》

59番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を、◇◇◇◇さんが借りて作るそうです。年齢的には77歳と高齢なんですけれども、普段より元気で農業しておりますので、何も問題はないと思います。以上です。

《舩長委員》

60番、61番について説明をいたします。まず、60番は◇◇◇◇さんが名古屋に住んでることで耕作が不便ということで、◇◇◇◇さんが耕作管理をするということで、所有権を移転して行います。問題はないと思います。

61番は、◇◇◇◇さんが経営拡大をしたいということで、◇◇◇◇さんの土地を所有権移転して耕作をするものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており後継者もおりますので、問題ないと思います。以上です。

《加賀山委員》

62番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、耕作が不便だということで、耕作をしてくれる人を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。所有権移転ということです。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

63番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢により経営規模を縮小したいということで、耕作をしてくれる人を探していましたところ、◇◇◇◇さんが所有権移転で耕作する、ということになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業されており、何ら何ら問題ありません。

《高木委員》

64番について説明いたします。◇◇◇◇さん同士、これは身内でございまして、57番のもう1枚、光満の人ともちょっと身内関係にあるようで。奈良県におられますので、できないということで、田んぼ2枚を2人に頼んでやってもらうということになったそうで、別に問題ないと思われま。

《岡山委員》

65番66番について説明いたします。65番の◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは、親戚関係であります。◇◇◇◇君はちょっと体を悪くいたしまして耕作できないということで、近所に住まわれている◇◇◇◇さんに耕作をお願いした、ということです。◇◇◇◇さんは畑しか作っていないんですが、農業もしてみたいということで、所有権移転の話がまとまりました。◇◇◇◇さんは高齢ですが熱心に畑もつくっておられ、何も問題ないと思います。

66番について説明いたします。◇◇◇◇さんはもともと◇◇◇◇さんの田んぼを作っておられましたが、◇◇◇◇さんが買ってもらえないかという相談を受け、◇◇◇◇さんも経営を拡大したいという考えで、所有権移転することになったもので、何も問題ありません。

《上甲委員》

67番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは義理の親子関係にあたります。◇◇◇◇さんは、新規就農を目指しまして、新規就農でイチゴ栽培を目指して、今、鬼北町のイチゴ農家で研修を行っております。この土地はイチゴ栽培のハウスを建てるためのものでございます。この件につきましては7月29日、会長副会長、事務局の方で現地確認を行い、問題ないことを確認しております。

《清家委員》

失礼します、68番、69番についてご説明いたします。二人が、◇◇◇◇さんという方と◇◇◇◇さんという方が、◇◇◇◇さんという方に所有権を移転する問題ですが、◇◇◇◇さんは高齢のため田畑を手放したいということで◇◇◇◇さんに話したところ、隣接地の田んぼでありますので、了承を得て所有権移転となりました。

また、◇◇◇◇さんは、地元ではなく、自分も商売をしているという観点から経営がちっと困難であるということで、◇◇◇◇さんに所有権を移転をするということですが、両方の田んぼとも、◇◇◇◇さんの隣接の農場の農地でありまして、別に問題はないと思います。以上です。

《宮河委員》

70番、71番について説明いたします。70番◇◇◇◇さんと、71番◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作ができないということで耕作してくれる人を探していましたが、熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作するというので話がまとまり所有権を移転する、ということです何ら問題ありません。

72番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんはご夫婦で、◇◇◇◇さんのお母さんが耕作していた農地を◇◇◇◇さんに所有権移転するものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《松本委員》

73番について説明させていただきます。譲渡人の◇◇◇◇さんは、丸之内に在住で農地が津島町なのでなかなか管理ができないということで、同級生の◇◇◇◇さんに譲渡する、という話がまとまりました案件です。

続いて74番は、相続した土地、◇◇◇◇さんは大阪に住んでおられまして、なかなか管理ができないいうところで、親戚うちの◇◇◇◇さんの住宅の近くにある74平米、この土地を、家庭菜園っていうことで譲渡するという、所有権移転という話になりました。以上です。何ら問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。表現上のささいな、多分ことと思いますけども、5ページの65番67番の議案で、新規就農と耕作と就農になっております。で、職業の欄を見ますと、2人とも農業となっております。新規、これは、その当時は、おそらくの農家ではなかろうと思いますんで、この辺の職業は今のもんですよ、というふうな話を前伺ったことありますけれども、どうなんかなと。

それから新規耕作の場合も、農業になってますんで。この辺の職業の表記ですよ。中にはなんですか、公務員何とかとかいろいろ兼業禁止みたいな時もありますし、この辺の表現について教えてもらえたら。

《 会 長 》

はい、事務局より説明をお願いします。

《山下係長》

はい。失礼します。以前にも同じ内容があったと思います。新規就農と新規耕作の違いなんですけれども、就農の方はもう純粹に農業、生業を立てる方を就農としてます。耕作の方はいわゆる自家消費の方で、今回初めてやっていくよっていう方が、基本的に新規耕作っていうふうに振り分けてます。

職業についてなんですけれども、専業農家さんを普通に農業というふうに書いてます。例えば、公務員とか自営業の方で兼業農家さんは農業兼公務員とか会社員というふうに書いてます。無職の方がいらっしゃいます。もう今、引退されてる方。一応この職業の中では、今から農業するよっていう方は、農業というふうに、一応記載をさせてもらってます。

農業兼無職っていう形にどうしてもなってしまうので、ここはもうシンプルに農業だけにさせてもらっているという流れになります。以上です。

《井上和久委員》

はい、分かりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について今月の申請は、貸住宅が1件、貸倉庫・貸事務所等が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

2番について説明をさせていただきます。この伊吹町の土地は、登記地目は田になって、田んぼになっております。申請人の◇◇◇◇さんですね、◇◇◇◇さんが、賃貸住宅を昭和54年に建築していたものです。農地の違反転用であり、始末書は提出してもらっています。それで、7月29日に小清水会長認可事務局以下6名で、現地調査を実施しております。以上です。

《井上惣一委員》

3番について説明いたします。この土地に◇◇◇◇さんが貸倉庫等を建築するということの申請です。この案件については、7月の29日に会長をはじめ関係者と現地調査を行っています。申請地にはすでに建物が建っていますので違反転用になりますけど、始末書も提出されており、周りにも影響ありません。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について今月の申請は、一般個人住宅が2件、駐艇場が1件、農家住宅が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10ページから11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《船田委員》

10番について説明します。これは、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて住宅を建てる、という申請です。これ、この第三種農地のこの案件については、7月29日に、会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによって、周囲に被害なく問題はないと思います。以上です。

《渡邊委員》

11番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、相続により所有者となりました。管理者を探していたところ、◇◇◇◇さんとの間で、所有権移転で話がまとまりました。その手続中に無断転用が見つかり、始末書を提出しております。7月29日会長事務局関係者により現地調査を行いました。隣接地は公有水面です。この区画をマリナーナとして使用した場合、付近に及ぼす影響はないと見ております。

《堀田委員》

12番についてご説明申し上げます。7月29日に、小清水会長それから事務局の人と私と、それから〇〇行政書士の方で現地確認をいたしました。現地を見ますと、これ地目は田になっておりますけれども周り全部住宅になっておりまして。そして、尚且つ水利組合の組合長からも水を使わないと。ほんで、そこを通過して出す水はありませんので、今は現状田ですけれども、畑みたいに現状なってますので。所有権の移転で住宅を建てるということですから、問題ないというふうに解釈しております。

《加賀山委員》

13番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて宅地に変更する、という申請です。この案件につきましては、7月29日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによって、周囲に被害はなく問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、13ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が62,596.00㎡、樹園地が22,256.00㎡、合計84,852.00㎡となっております。所有権の移転はありませんでした。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

30番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは今までも賃貸借の契約をしており、契約期間が満了したので更新する、という案件ですので、何ら問題ないと思います。下の31番につきましても、同じ契約が11月で満了するのでそれを更新する、という、そういう案件です。何ら問題はないと思います。

《宮河委員》

32番について説明いたします。32番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。西田さんは熱心に農業に取り組んでいるので問題ありません。

（33番説明失念）

34番、利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので問題ありません。

35番、36番について説明いたします。35番の利用権を設定する◇◇◇◇さん、36番の◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので問題ありません。

37番から42番について説明いたします。37番から42番の利用権を設定する

◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する。ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

43番について説明いたします。43番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいるので、問題ありません。

44番、45番について説明いたします。44番の利用権を設定する◇◇◇◇さん、45番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。以上です。

《堀田委員》

46番についてご説明を申し上げます。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されてますので、何ら問題ないというふうに思います。

それから、47番の◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が耕作をする、と。それから、◇◇◇◇さんの土地も近所に住みます◇◇◇◇君が耕作する、ということで。いずれも◇◇◇◇君、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの土地を耕作するわけですがけれども。◇◇◇◇君も仕事はもう退職して、それから農業に取り組んでおりますので、何ら問題ないというふうに思います。以上です。

《高木委員》

49番、50番について説明いたします。◇◇◇◇さんはご主人を亡くされて、遺産相続で土地を受け継いだのですが、高齢のためようやらないということで、近くの◇◇◇◇さんという方が、この人は部落でも何枚か別にも当たってやっておられまして、熱心に農業をやられてますので、別に問題ないと思われます。

50番、◇◇◇◇さんは、自分でちょっとした仕事をやられておりまして、田んぼをやる暇がないということで、◇◇◇◇さんという人に頼んでやってもらっております。これを、この人も川之内で何枚か他の人の田んぼもあたって農業専門でやられておりますので、別に問題はないと思われます。

《上甲委員》

51番から53番について説明をいたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、それから◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは高齢ではありますが、元気に農業を続けておられますので、問題ないと思います。

54番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を近所で農業に、専業で米作りをされております◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんも元気で農業されておりますので、問題ないと思います。

《武内委員》

はい、55番について説明をいたします。こちらの方は、基盤法からの契約の更新ということになります。従来通り、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということでございます。◇◇◇◇さんにつきましては熱心に農業されておりますので、特に問題はないと考えております。以上です。

《若藤委員》

56番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題はないと思われま。

《小清水委員》

57番について説明いたします。◇◇◇◇さんは松山でお医者さんをやっております、もう一切、こちらの土地には農業はやったことはございません。近所に住んでおります◇◇◇◇君がこの土地を以前から耕作しております、これまで基盤法で契約をしていたんですが、今回、貸借契約を続けて結ぶと、継続するということになりました。年齢は64ですが非常に熱心に農業をやっております、奥さんと2人が頑張っておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

《土居委員》

58番と59番一緒に説明します。利用権設定を受ける。◇◇◇◇さん、みかん学校卒業されて新規就農されております。58番の◇◇◇◇さんは、農業委員もされております。

59番の利用権設定する◇◇◇◇さんはお祖母様です。何ら問題ないと思います。

《舩長委員》

はい、60番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの農地を経営を拡大したいと考えていた◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまったものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、問題はないかと思。

《井上惣一委員》

61番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、親子関係です。◇◇◇◇さん、真面目に農業をやっていますので、問題はありません。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、梶原委員、河野順子委員、若藤委員、和田委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案の通り承認することと決定いたします。梶原委員、河野順子委員、若藤委員、和田委員の入室を認めます。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の変更（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書23ページをご覧ください。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の変更（案）について意見を求められたものです。

変更しようとする地区は藤江と岩松の2地区となります。具体的な内容は、農林課より説明をお願いします。

《宇都宮係長》

失礼いたします。農林課の宇都宮と申します。概ね10年後の農地利用のあり方を示しました、いわゆる地域計画につきましては、今年の2月と3月の定例総会におきまして、委員の皆様以案を提示させていただき、令和6年度末、つまり、この3月末までに市内62の地区において策定をいたしたところです。

この度、その地域計画の変更を行おうとする地区が2つございます。農業経営基盤強化促進法第19条におきまして、「地域計画を変更しようとする時は、あらかじめ農業委員会等の関係者の意見を聴かなければならない。」と定められているため、その概要について説明をさせていただきたく存じます。

今回、変更をしようとしているのは、別添のお手元の資料にございます藤江と岩松の二地区です。まず、藤江についてですが、現行の計画におきましては、補助事業上、地域計画に位置付けられていなければならない方1名のみ。具体的には、すみません、ページ数を振ってなくて申し訳ないんですけども、2枚めくっていただいたところの地図でございます。

これは変更案の地図になっておりますけれども、現状は、そこの4番に名前がございます。〇〇〇〇さんのみが掲載されている状況です。

ただ、今年度から、国の交付金事業であります、中山間地域等直接支払制度の対象

農用地となるためには、地域計画に位置付けられていることが要件となったことから、藤江地区において、本制度を活用されている方々の農用地を追加するものであります。

次に、岩松についてですけれども、次のページからとなります。今年度から近家の西本谷という地区におきまして、新たに中山間地域等直接支払制度に取り組みたいという意向がありますので、地図は資料の一番最後になりますけれども、藤江と同様の理由から、その対象農用地の情報を地域計画に追加しようとするものであります。

以上、簡単な説明で恐縮ですが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の変更(案)について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。続いて、追加議案第6号令和5年(行ウ)第5号農地賃貸借解約申入不許可処分取消等請求事件の判決に対する控訴について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

追加議案であります、

議案第6号令和5年(行ウ)第5号農地賃貸借解約申入不許可処分取消等請求事件の判決に対する控訴について説明させていただきます。

係争中であったこの事件について、令和7年7月16日付判決があり、農業委員会の「不許可処分を取消、許可をせよ」との判決がなされたため、控訴しようとするものです。

本事案は前任期の委員会において処理された案件で、内容を把握されていない委員さんもおられると思いますので、まずは本訴訟のもとになっております不許可処分について簡単に説明させていただきます。

本案件は、農地法第18条第1項に基づき賃貸人(農地の所有者)から「自作農地を増

やし、農業経営の採算性を改善したい」として農地の賃貸借の解約の許可を求める申請がなされたものです。まずは、お手元の資料1の中ほど、「農地法第18条」をご覧ください。

要点部分を読み上げると「農地の賃貸借の当事者は、許可を受けなければ解約の申入れをしてはならない」とされています。法律では都道府県知事の許可となっておりますが、宇和島市では愛媛県より権限移譲を受けており、さらに市からの事務委任によって農業委員会が許可することとなっております。

では、どのような場合に許可できるか、ですが、本案件で検討すべきは18条第2項第3号にあります、「賃借人の生計、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合」にあたるかどうか、となります。これは、言い換えると賃貸人（農地所有者）に自作相当事由があるかどうかの問題となるということです。自作相当事由とは、というところをQ&A形式で説明されている資料がございますので資料2をご覧ください。

（ 資 料 2 読 み 上 げ ）

ここまでの法律の説明となります。

それでは、具体的な内容についてですが、資料3をご覧ください。賃貸人と賃借人の状況の概略の説明となります。

まず、年齢ですが、裁判所は判断時点を令和5年9月1日の当農業委員会の処分日を基準としましたので、それに倣うと賃貸人（所有者）は80歳、賃借人は58歳となります。

収入の状況については令和5年には調査をしていないので平成30年当時の状況となりますが、賃貸人は年金収入、賃借人は農業収入が主な収入源であったことは令和5年現在でも変わっていないと思われます。平成30年当時、賃貸人においては農業経営が赤字であるとの申立てでありました。

両者の経歴ですが、賃貸人は農家に生まれ大学生までは家業の手伝いをしていたのですが、就職後はその業務に専念しており、平成21年に退職後就農したという状況です。賃借人は平成3年頃から父の営農を手伝い始め、平成7年頃から専業農家となり、平成17年には父の経営を継承したという状況です。その他として、賃貸人にはこの申請で返還を求めている農地以外にも他者に貸し付けている農地があり、その中には農業委員会の許可を受けていない農地もありました。

以上の状況を踏まえて令和5年9月1日に、判断すべきと思われる項目ごとに投票により採決をしたところ、お手元の資料3集計表のとおりとなり、最終判断として許可しない、不許可と決定したものです。

この農業委員会の判断に対し、裁判所の判断は判決文の一部抜粋ですが、資料4のマーカー部分をご覧くださいと、原告、これは賃貸人のことですが、原告も賃借人ほどではないにせよ、本件農地の生産力を十分に発揮する経営を自ら行うことが確実であった、と判断し、また、本件農地の返還を受けて赤字の農業経営を改善する観点で自作の必要があった、として本件申請にかかる農業委員会の不許可処分を取消、許可せよとの判断

を下されたものであります。

この裁判所の判断について、愛媛県農業会議をはじめ関係各所へ意見を伺ったところ、耕作者の地位の安定といった農地法の目的が十分考慮されているとは言えず、判決には疑義がある。また、この判決が確定することになれば、今後同様な申請がなされた場合に、許可せざるを得ない事態となることを憂慮する。という意見であり、顧問弁護士も高等裁判所の判断を仰いだ方が良い、との判断でありました。

ここで、今一度、資料1をご覧ください。農地法第1条、ここに農地法の目的が定められております。

要点部分を読み上げさせていただくと「この法律は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、耕作者の地位の安定と国内農業生産の増大を図り、もって国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的とする」とされています。

また、地域の農業者の代表として長時間の審議を行ったうえで結論を出した農業委員会としても、容易に受け入れがたい内容であると思います。

これらのことを踏まえて、宇和島市とも協議の結果、事務局としては控訴すべきと判断しております。控訴にあたって控訴人は宇和島市となり、農業委員会は宇和島市を代表する者となります。

控訴するかどうかの判断に農業委員会総会における議決が必要かどうかははっきりと定められたものが見つけられなかったため判然としませんが、議決を得ておいた方が無難であろうとの県農業会議の助言もあり、本日お諮りしております。

なお、控訴期限は本日となっており、遅れると控訴が認められなくなりますので、手続き自体は別途進めさせていただいておりますが、控訴の取り下げはいつでも認められます。

説明は以上です。

《 会 長 》

はい。説明が終わりました。

今期初めて委員になられた方、農業委員になられた方もいらっしゃいますので、十分内容は理解していないというふうに思っておりますが、過去2回、この件につきまして農業委員会で審議をした結果、2回とも不許可、農地は今の耕作者が作る、というふうな判断をしております。

特に、二審になりましたので、専門的な分野が入って参ります。私たちでは十分判断ができないということで、愛媛県、それと愛媛県農業会議、全国農業会議所、それと農林省の方まで、質問といいますか、お知恵を借りて、そして今回、このような控訴をするという結論に至ったようでございます。

28日の日に市長副市長と総務課、それと事務局の方で、私は他の会議で出てはないうんですが、控訴を決めたという経緯でございます。平成29年の時からのもめ事でございまして、農業委員会におきましては、4期の方々がこの件に携わっております。

最初は、平成30年2月の総会におきまして不許可という結論が出て、その後、裁判になったようでございます。一審の判決では農業委員会が勝ったというか、言い分が

認められました。それはもう、内容的に、でございました。その後、向こうが控訴をされまして、二審では負けたわけでございます。

その負けた理由というのは、事務手続きの不備、平成30年の2月総会においての総会結果に理由書を付けてないといけないんですが、その理由書が付いてなかった、ということで敗訴になりました。それと同時に、理由がはっきりしない、と。多少不透明である、ということも付け加えられましたので、平成、失礼、令和5年に4月から9月までの総会で審議をいたしまして、また不許可、というふうになったわけでございます。

その間、いろいろなことがあったわけですが、詳しい内容については、10月3日に南予の農業委員会の市の会長会があるわけですが、その中で、私達農業委員会も、一緒になって講演を聞くようにしております。その時には、全国農業会議所の専務、稲垣専務と立川市の農業委員会の中立委員、弁護士であります。来ていただきまして、勉強会を行うようになっておりまして、その時にこの件を参考に、広く皆さんの意見を聞いて、それでもっと煮詰めた考えを出していきたい、というふうなことを思っております。

今、次長が申し上げましたように、今日が控訴期限でありましたので、もう控訴の方は済ましているというふうな状況でございます。初めての方もいらっしゃるのです。詳しいことは分かりかねると思いますが、ここで皆さんの意見を聞きたいと思えます。

何かご意見、ご質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら。

はい、加賀山委員。マイク行きますので。

《加賀山委員》

失礼します。

確認なんですけど、もう控訴することは決定したわけですか。

《 会 長 》

市の方では決定いたしましてここで承認をいただく、ということでございます。

あくまでも、裁判をするのは宇和島市、農業委員会は法人格がないので、その対象となりませんので、宇和島市が表に出て裁判をする。うちの顧問弁護士がおりますので、その方を中心に裁判を進めていくということになろうかと思えます。

《加賀山委員》

私も今期初めてで、農業委員になったのが、よく分からないことがたくさんあるんですけど。私としたら、できれば、今までの委員さんも、それはされとったと思うんですが。円満解決言いますか、そういうことが、できんのかなと。理想ですけど。それに近づけていきたいなあ、というのは私個人としては持って思ってるんですが。どんなもんですか。

《 会 長 》

できなかって、このような事態になっております。それは、話し合いもせよ、と。裁判所の方でも和解せよ、ということがあったんですが、和解ができなくてこのような結果になっております。それはもう皆さん思っていることです。

特に、農業委員の最初の仕事、といいますか。この裁判になる前、法律関係する前は、農業委員さんは全部、お互い農業者との信頼関係で農業委員に就任されております。推進委員にも推薦されておりますので、そういう意味では、地域のもめ事といいますか、そういうことを無しで済ませるように。心と心といいますか、そういう形でみんな仕事をされておるんですが。これまではできなかった、ということでございます。平成29年の時からですので、もう長いんですけども。このような形になっております。

それと、農地法第3条での貸借契約になっております。今回の場合は貸借期間が10年やったんですが、10年になる1年前から半年前までに、どちらかがこの契約を解約したいということがあれば解約できるんですが、そうでなければ、今回双方何もなかったんで自動契約になっております。自動契約になって民法上の時効、50年ということになっております。私もですが、長谷川代議士の方に、この50年長いんじゃないか、と。要は、国会議員の方でこれを変えて欲しい、と。前の期間10年やったら10年で、それですぐ再更新、自動更新という形にできんもんか、と。

これが昭和35年の最高裁判例で、法律にも農地法にも、19条だったかな、明記されとったんですけども。時代が変わってきとるんで、そこらは見直して欲しい、という申し入れをしております。まだできておりませんけども、そこらの事項の判断というのも、これはもう国会の怠慢があるんだろう、というふうに私は思っております。

そういうことで、ちょっと話は逸れましたけども、今こういう事態に陥っている、ということをご理解いただきたいと思います。

皆さんもこの会でも、総会でも、そこらは二人で話してみんか、と。示談にせんかい、という話ございましたけど、できなかったというのが現状でございます。

よろしいですか。他にご意見ございませんか。

ないようですので、採決をいたします。

《加賀山委員》

最初、ちょっと言われたと思うんですけど、今日、農業委員としての決を採らなければ具合悪いですか。

《 会 長 》

はい、控訴自体は裁判始まっても取り下げることはできますし、この控訴が、裁判所が受理されるか否かというのは、理由書、理由によります。そこらもあるんで、まだこれが裁判になるかならんかというのは決定ではありません。よろしいでしょうか。

他にご意見ございませんか。はい、加賀山委員。

《加賀山委員》

農業委員まだ1期目で、よく分からないんですけど。こういう大事な話を、パッと、

それで、結論、農業委員会としての結論を出していいもんかな、と思うんですが。

今までずっと話をされてきて、今日があるんやろうと思うんですけど。そんな大変大事な話だろうと思います。それを、よく分からないまま決を採るとするのは、どんなもんなんかなと思います。

《 会 長 》

はい。これまで、平成29年30年の時から、農業委員会ではこれまでの委員さんらが審議をしております。その結果は十分に出ております。2回とも不許可、という結果が出ておりますので、その結果に基づいて、これはもう上の組織といいますか、農林省、全国農業会議所、愛媛県、そして愛媛県の農業会議、それと宇和島市の判断でございます。

そこら正直、農地法のことを100%分かっとるわけじゃないんで、農業委員さんも。そこらで上の判断を今回は仰ぎました。で、その上で、立川市の弁護士を呼んで、この方は全国農業会議所の方も使われるといいますか、いつも相談をしている農地法に精通した弁護士さんだ、と聞いております。そういう意味で、10月に一緒に勉強会をやる、ということにしております。

今回はもう二審ですので、高裁ですので、私達の知識の及ぶ範囲といいますか、普段の農業委員では判断できない部分もあるんで、専門的な意見を聞きながら進めていく、そのために控訴していく、という形でございます。

愛媛県もそうですが、今回の案件を、裁判を認めるとなると、これから先同様に3条で地主が土地を返してくれと言うた時に、地主が若うて働けるんならその土地を返してもらえるんか、という判断が、県も今の判決ではできない、と。

これまでは、耕作者優先という形で、耕作者に有利な農地法ですので、そういう形で、耕作者を守るために農地を耕作者に貸す、ということが多かったわけですけども。今回の判決では、そうになってない。大幅に地主の意見を認めるということで、控訴して欲しい。控訴したほうがいいんじゃないか、と。して欲しいはちょっと言い過ぎですけども。弁護士についても、この判決は疑義がある、ということをおっしゃっております。

もう、弁護士は、うちの顧問弁護士は控訴したほうがいい、という意見でございますので、そこらは、一応、一応といいますか先ほど次長が申されたように、ここでみんなの議決がいるかどうか分からないんですが、議決をしなかったがために裁判で負けるようなことがあってはならないので、ここで議決をいたしたい、ということでございます。

もし控訴を止めるのであれば、勉強会の後でも控訴は取り下げることができますので、そこらは十分にその時に考えていただきたい。ただ、これまで2回の審議を農業委員会ですとという重みは考えていただきたい、というふうに思っております。よろしいですか。加賀山委員。

他にご意見ございませんか、はい。

《酒井委員》

すいません、津島の酒井です。私も今回初めてで、この議案について、薄々は聞いてはあったんですけども、今日初めて、ある程度詳しい内容をうかがわせていただきました。

そして、農業委員会で議決があるかどうか分からないという理由ではありますが、今日聞いて、今日議決がこういうふうな裁判までいっとる部分について、今日聞いて今から議決を背負って、賛成していいものか反対していいものか、まるっきりこれ、全然考える余裕がありません、うん。

だからもう、議決を取られるんやったらもう棄権します、としか言えないわけなんですよ。

そこらもひっくるめて、当然控訴しました。そしたら、今度、弁護士さん等と話があれば、臨時で農業委員会だけ開いて、その段階で説明を受けて、弁護士さんから説明を受けて、議決をするっていうような考えはないんでしょうか。

《 会 長 》

要は判決が出たのが16、判決文が来たのが18。18、それから2週間以内に控訴しなければならない、ということがございます。時間的にも余裕がない。それと、うちだけでは、農業委員会では判断ができないので上の組織の意見も聞く、ということで、こうなったわけです。

先ほど次長が言いましたように、今日のうちに裁判所に着いてないといけないわけです。ですから、月曜日に審議をしたということがあって時間的にも余裕がない、ということが一番です。

それと、こういう判決が出る、出ない、分からなかったもんで。さて、そこらは事前にやっとなった方がよかったのかな云々、ということもございます。私も会長になった時に、1期目でなったんで、それまでのこと全然分からないんですけども。何かあるのって言ったら、裁判やりよります、と。何それ、と。吉田のことなんですが、全然聞いてなかったんですよ。

ということもございまして、もう裁判しでしたら、この会よりも弁護士中心の進め方、今までも裁判やってたんですけども、この会で諮るようなことは一切なかったわけです。

要は、令和5年の9月の総会で出た結果に基づいてやったわけです。ちょっと話が逸れるんやけども。要は、今回の裁判では判決の日にちまで、審議の内容の期間としております。うちがやったのは、二審で出たのが平成30年の2月総会での理由が不十分だった、ということなんで、その時点までの理由しか出してないわけです。その後のいろんな理由もあるんで、そのことらもひっくるめて、分かっている人は分かっているといるんですけども、そういうことも審議をしたいということで、今回は一人一人に云々、ということになってもいけませんので、簡易採決をしたいと思います。

異議があるかないか。当然、棄権をされる方はされても結構ですけども、異議がないならこのまま通します、と。異議があるんなら異議ありで言ってもらったらいいいわけ。そういう採決の仕方でないと、一人一人に挙手をせよということは無理だろう、と思います。そういう判断は、させないつもりでおります。

私も、言ったように協議の場には入っていないんで、詳しい内容が云々というのはもう、紙でしか見てないんで分からないんですけども、それで、私も審議しとる中で、今言ったように、時間差、タイムラグがある。その間に、いろんな土地が動いたり云々ということで、言いたいことはまだあるわけです。言いたいこととといいますか、理由をもっと付けて出したい、ということらもあって、控訴には賛成の立場なんですけども。

そういうことで、1 回目の方におかれましては、分からないだろうけども過去にこういう結論を出した、ということでご承認をいただきたい。詳しく勉強会はやります、という形です

《酒井委員》

その控訴状にここの議決を先に付けんといかんわけですか。そこがちょっと不思議なんですよ。いるんであれば、きちっとその、弁護士なり何なりの説明を受けた上で付けたんでは駄目なんですか。

《中島次長》

控訴の意思決定機関というのがどこにあるのかというところで、代表というか大元は宇和島市が元の裁判でも原告ですし、控訴する場合も控訴人となるんですけども、そこを代表するのが、農業委員会ということになってきます。

農業委員会の意思決定機関としてはこの総会の議決がいる、ということになりますので、そういう意味で今議決を求めているところで、先ほど見たように、期間が非常に、控訴期間が短くなっておりますので、8月1日、本日が控訴期限です。

もちろん、後で取り下げることできるんですけども、仮に議決を得ないままに控訴の手続きを進めていくとですね、その部分で違法性が問われる可能性がありますので。ひとまず、控訴の手続きにあたって議決をいただきたい、というような判断でございます。

《 会 長 》

やから、本当にいるんかいらのかは分からないんでやっときましょう、ということです。前例があんまりないんで。

普通やったら、個人対個人の裁判なら本人がやる言うたらそれでいいんですけども、今回も宇和島市はやる、と控訴手続き出しとるわけですよ。でも、委託されとる農業委員会が出してないじゃいけないので、これ 1 人会長の名前でちゃんと書くんやったらいいけども、みんなの総意がいますということで。それを、言うたら、つつかれたらいけんといえますか。そこを弱みにされてもいいけんので、ここでは議決を取りましょう、ということになりました。

よろしいですか。僕らも、はっきりどうのこうのは分かりません。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

失礼します。私はこれ最初っからずっとおります。何時間か、4期に渡りずーっと会議についてはおりまして、こういうふうな個人の意見をね、各委員さん言われて、喧々諤々夕方6時ぐらいまで揉めたこともありましたが。結局のところ、我々農業委員さんの地位というのは農地法に基づいておりますんで、農業委員会、農業委員の立場から言うと、農地法の解釈から言うと、これは耕作者保護がテーマなんで、これは揺らぐことはありません。個人の委員さんの事情があつていろいろ判断されるかも分らないですけども、立場としてはそういうことです、という結果が4期に渡って出ました、ということでこういう結果になっております。

で、確か会長も、もう農業委員会では手に負えないので、これの判断はもう市やったか県やったらお任せすると、いうことになっておりまして。農業委員がこうやって負担を受けてですね、言うたら知識もないのに判断を迫られることを避けよう、という事でやられたと思うんですけど。なんで、またここ議決したということが出て、裏付けという意味かも分らないですけども。

大変なことですんで、これは。できるだけ専門家に、これからもう高裁、最高裁まで行くかもしれませんけれども、専門家の立場になってくると私は全く分かりませんので、4期、ずっと前から見ておりますけれども。やはり、この辺は農地法の立場で判断をすべきかと思います。以上です。

《 会 長 》

はい、この件は、県から委託されて宇和島市、宇和島市から農業委員会に委託されておるということで、これを宇和島市を通じまして県の方に、この18条第1項第3項のこういう係争については県の方に返そう、ということで申し入れをしております。

何回もやりとりが、質問が来て、回答を返してということをやっております。今また来とるんで、返すようにはしておるんですけども、その中で、県としては全国でこういうことがあるんだから、よっぽどの理由がない限り宇和島市だけを返すと言われても認められん、というような言い分をしております。

愛媛県はもう、真面目な県ですので、やっぱよそを見ながらですので、その中で、私達としては、要は、下限面積が無くなった。いうたら、誰でも農家になる。そういう中で、農業委員さん、推進員委さんは、地元のある程度名士として、昔から百姓しよって地域のことを十分に分かる、と。言うたら、もう、不文律、慣例も頭に入っとるし、あの人はこうやけんどうのこうの全部分かった中で農業をしよる方が、農業委員、推進委員になっております。

しかしながら、下限面積がなくなった、Iターンというものもできてきた。そういう中で、全然この地域が理解できない、農業さえも分からない人が3条で契約した、貸借契約結んだ。そういう中で、私は貸してもらったんやけん、と。今でも解約が報告の中にありますけれども、理由ははっきりしません。

私に関わった分では知永、草が生え過ぎとるいうて返せ言われたとて、研修済んだ、やりだしたまんまの子がですね、そうやって土地を無くなるといいますか。納得はしてないけど、土地を返さないけんなった、ということもございます。

それでも裁判すりゃ、当然その子勝つでしょうし、その子も苗木を植えてなかった

んで辞めても仕方ないかな。ちょうど、他に土地があったんですね、その子はまだ農業やりよるんですけども。そういうふうなことでですね、全然感覚の違う人間が入ってきた、と。

ということで、この地元の農業委員会では手に負えないんで県の方に返したい。また農水省からの判断で、農家から遠いところがやったほうがいい、というふうなことも。どこやったかな、大分市とどこやったかな、2ヶ所あったんですけども、中核市に権限を委譲したい、ということで県の方から、大分県から大分市、移譲したいということがあったんですが、農林省の方がそれを止めた。農家から遠いところがやった方がいい、知事がやったほうがいいんだというようなのが、平成27年に出ておりました。そういう文書もつけて今度返そう、ということにしております。

この件はもう、ご覧のように、農業者の立場としては、それこそ気持ち対気持ちでやっとなんで、法律よりも先にそういうことが農業委員の仕事になっておりますけども。今回は裁判ですので、あくまでも農地法ということで、弁護士さんの方が十分に分かると、ということもございまして、ちょっと次長から。

《中島次長》

まずですね、井上委員の言われるように、この権限移譲に関してですね、宇和島市から県の方へ返還するようという話で今、進めております。

仮にですね、これが通ってですね、権限委譲されたとしても、許可したのは、この案件で許可をしたのは宇和島市農業委員会ですので、その権限移譲を返った後の案件であれば、県の方の判断になりますけれども、これは、係争続く限りは宇和島市農業委員会の方の案件となります。

先ほど言ったように上の機関にということのお話あったんですけど、そのために、裁判、三審制になっております。今、いろんな機関の中で、農地法の解釈に疑義があるんじゃないかという話が出てます。これ、非常に農地法の解釈にまつわるところなんで、場合によっては最高裁まで話が行く可能性があるような案件でございます。

専門機関としての、その辺の法律の判断の専門機関としての、裁判所の判断を仰ぐ。これを一番で終わらすわけではなくて、さらに上級の裁判所の方に判断を仰いでいきたいというようなことで、今回の控訴をすべきだろうという判断に至っておりますので、その辺をご了承いただけたらと思います。

《 会 長 》

中立委員であります大島委員から、ちょっと、ご意見をいただきたいと思います。

《大島委員》

私、中立委員、農家ではありません、弁護士の大島博雅です。今回出ている議案第6号というのはですね、控訴についてということになっておりまして、実体的な判断をするものであって、その控訴を宇和島市農業委員会としてするかどうかの意思決定をすると、そういうふうなことだと思われま。

で、皆さん、農業委員の皆さんもですね、ご意見もおありだと思いますけれども、

基本的にこの控訴をするかどうかというところに意見集約する話だ、と思っております。

あと、第1期、私は前期から継続しているところではあるんですけども、農業委員会というのは行政処分をするところでもありますし、こういった控訴をするか否かということの意思決定をする機関でもありますので、皆さん、ある意味もう専門家であるということになりますので、そこのところはですね、今のご自身で判断いただく、というのが私としては適切だろうと思います。

これは民事訴訟の中でですね、行政訴訟というものに対して、判決を控訴する。判決を控訴するということは、先ほども話にありましたが、日本の三審制となっている裁判制度の中でですね、原審、この第一審の松山地方裁判所の判決に不服があるということで高等裁判所の判断を求める、というものになりますので、それを事務局の方で検討された結果、控訴すべきだというふうに思われて、その判断。

先ほど理由を述べたのは、私個人の委員としては、適正であるというふうに思いますので、控訴する理由は十分にあるのではないかな、というのは私個人の意見、委員としての意見になります。

以上でかまいませんか。

《 会 長 》

はい、ありがとうございます。以前、一審でもうちが勝訴しておりますし、今回敗訴でそこの同じ案件について全然別の結果が一審で出ると、と。同じ愛媛県で出ると、という点も大いに疑義がある。で、うちとしては2回とも不許可という結論を、この委員会でも出してあります。

今、大島委員が言われたように、控訴を認める認めない。内容分からない方もいらっしゃるかもしれませんが、要は耕作者を守るための農地法でございますので、その点は理解をしていただきたい、というふうに思っております。

他にご意見ございませんか。

はい、山口委員。

《山口委員》

私、最初からずっと聞いてはいたんですけど。一農業委員会としての意見、意見いなか集約して一人一人意見を聞いて、こうやって委員会としての意見は決定して出したんじゃないんですか。私はもう、農業委員会の手を離れたものと思っておりましたけれども、なんでこんなことになるのかというのは、私はちょっと不可解なんですけどね。はい。

《中島次長》

これ、今は、先ほど大島委員さんも言われたように、内容について判断をするということではないです。控訴するかどうかについてのということなので、内容をもう一度審議するというわけではないんです、はい。

《 会 長 》

よろしいでしょうか。要は、うちの結論は2回とも不許可であったということを踏まえていただきまして、また詳しい内容は、勉強会でご審議をいただきたいというふうに思っております。

意見は尽きんかと思いますがここで採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。
はい、加賀山委員。

《加賀山委員》

異議ありの場合はどうなりますか？

《 会 長 》

簡易採決です。挙手をするんじゃないし簡易採決で、この件に異議がございませんか、で異議なしであれば認めます。要は、もう、分からん人に手を上げろというのは難しいでしょう。だから、農業委員会として、山口委員が言いましたように、うちとしては判断が出とるわけですよ、2回も。そういう形でよろしいでしょうか。

他に異議ございませんか。

それでは採決に移ります。

《末光委員》

棄権はいいんですか？

《 会 長 》

はい、棄権構いません。

お諮りいたします。

どうぞ、退席をどうぞ。

(加賀山委員、鎌田委員、酒井委員、末光委員、以上4名退室)

それでは、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号令和5年（行ウ）第5号農地賃貸借解約申入不許可処分取消等請求事件の判決に対する控訴について、事務局案のとおり控訴することにご異議ございませんか。

《農業委員》

異議なし。

《 会 長 》

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案の通り承認することと決定いたします。退出の農業委員さんの入室を認めます。

以上で令和7年8月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
